

入札公告

R1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月2日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 工事名 R1 営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 管理本館改修工事建築
(2) 工事箇所 板野郡松茂町長岸
(3) 工事概要 改修工事のうち建築工事一式、電気工事一式及び空調工事一式
(4) 施工期間 契約締結日の翌日から令和2年1月31日まで
(5) 設計金額 13,789千円（税抜き）
(6) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札（価格競争）の共通事項」（以下「共通事項」という。）の2及び3に示すとおりである。
(7) その他
① この入札は、原則として徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
② この入札は、最低制限価格制度を適用する。
③ 未公表の入札情報を不正に入手しようとした場合には、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を行うことがある。
④ その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

2 入札手続き等に関する事項

- (1) 契約条項の閲覧等

入札手続き	期間	場所等
契約条項の閲覧	令和元年8月2日（金）～ 令和元年9月3日（火）	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁11階出納局公共入札検査課 (公共入札担当)
設計図書等の電子閲覧	令和元年8月2日（金）～ 令和元年9月3日（火）	徳島県電子入札ホームページ (徳島県入札情報サービス(県PPI))
設計図書等に関する質問書の提出	1回目 令和元年8月2日（金）～ 令和元年8月19日（月）	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県県土整備部営繕課建築担当 ファクシミリ 088-621-2929 E-mail eizenka@pref.tokushima.jp
	2回目 令和元年8月20日（火）～ 令和元年8月23日（金）	
質問書に対する回答書の電子閲覧	1回目 令和元年8月21日（水）～ 令和元年9月3日（火）	徳島県電子入札ホームページ (徳島県入札情報サービス(県PPI))
	2回目 令和元年8月27日（火）～ 令和元年9月3日（火）	

※1：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

※2：設計図書等に関する質問書（質問事項を記載した書面（任意様式））は、電子メール、ファク

シミリ（いざれも送信後に電話により受信について確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。

なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載する。

※3：2回目の質問書提出期間には、1回目の質問書の回答に対する再質問をすることができる。

※4：入札公告、関係書類及び図面等の全ての設計図書等の情報は徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県PPI））に掲載している。

※5：紙閲覧を希望する事業者は5(1)の問い合わせ先まで連絡すること。

(2) 入札書の提出等

入札手続き	期 間 ・ 日 時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和元年 8月19日（月） 午前8時30分～令和元年 8月29日（木）午後5時	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出	令和元年 8月30日（金） 午前8時30分～令和元年 9月 3日（火）正午	電子入札システム
開札執行	令和元年 9月 4日（水） 午後1時15分	徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁11階1101会議室（入札室2）

※1：電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「**参加資格**」という。）は、共通事項の4に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 県内業者（建設業法（昭和29年法律第100号）上の主たる営業所が徳島県内にある者）であり、平成31年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「**参加資格業者名簿**」という。）に建設工事の種類が「**建築一式工事**」で登載されている者であること。
 - (2) 平成30年度の参加資格業者名簿から継続して、建設工事の種類が「**建築一式工事**」で登載されている者であること。
 - (3) (1)の参加資格業者名簿の「**建築一式工事**」の格付けがB級又はC級であり、次の要件を全て満たす者であること。
 - ① 建設業法上の主たる営業所が、東部県土整備局徳島庁舎管内のうち「北灘」、「瀬戸」、「里浦・撫養・鳴門」、「大津」、「松茂」、「大麻」又は「板野」の地区内にある者であること。
 - ② 平成21年度からこの入札の公告日までの間に徳島県発注の建築一式工事において入札参加実績（無効となったものを除く。）を有する者又は平成30年度までに徳島県県土整備部営繕課に指名工事種別を建築工事として指名要望を提出し受理された者であること（ただし、いざれの場合においても、この入札の開札日において指名工事種別を建築工事以外の工事としている者及び平成30年度以降に他の工事から建築工事へ指名工事種別を変更した者を除く。）。
 - ③ (1)の参加資格業者名簿に登載された建築一式工事の年間平均完成工事高に消費税相当額を加算した額が500万円以上となる者であること。
 - (4) 次の要件を全て満たす技術者をこの工事に配置できること。
 - ① この建設工事の種類に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
 - ② 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
 - (5) この工事に係る設計業務等の受託者又はこの受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ないこと。
- なお、「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次の者である。
- 徳島県三好郡東みよし町中庄 2497-2
小松設計

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「**確認資料**」という。）を同時に提出しなければならない。

提出期間は2の(2)の期間とする。

- (1) 確認資料
次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通事項の**5**に記載してある。
 - ① 入札参加資格確認票（様式1）
- (2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の**5**に掲げる追加書類を提出すること。

5 問い合わせ先

- (1) 入札に関すること
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県出納局公共入札検査課公共入札担当（電話 088-621-2633）
- (2) 入札参加資格及び工事内容に関すること
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県県土整備部営繕課建築担当（電話 088-621-2607）
- (3) 契約に関すること
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県県土整備部営繕課長寿命化・計画担当（電話 088-621-2614）

<注意事項> 主任技術者の配置要件について

請負代金額（消費税込み）が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていないことから、増工等により請負代金額が3,500万円（建築一式工事については、7,000万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

なお、専任配置であったとしても、仕様書や現場説明書に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

◆建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) 土木、建築、電気、管、鋼構造物、ほ装、造園工事業			その他の建設業(左記以外の21業種) 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゆんせつ、 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、 機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、 建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業		
許可の区分		特定建設業	一般建設業		特定建設業	一般建設業	
元請工事における下請契約の合計額		4,000万円以上 (建築一式6,000万円)	4,000万円未満 (建築一式6,000万円)	4,000万円 (建築一式6,000万円) 以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円 以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に配置すべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①1級・2級国家資格者等 ②指定学科卒業+実務経験者 (3年又は5年) ③実務経験者(10年)		①1級国家資格者 ②指導監督的実務経験者	①1級・2級国家資格者等 ②指定学科卒業+実務経験者 (3年又は5年) ③実務経験者(10年)	
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が3,500万円以上となる工事					
	監理技術者資格者証	必要※	不要		必要※	不要	

※専任を要する監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講したものの中から選任しなければなりません。(法第26条第4項)

また、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(法第26条第5項)

罰則等

- ・特定建設業の許可を受けないで、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第47条に基づき3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます。
- ・主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第52条に基づき100万円以下の罰金に処せられます。
- ・上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがあります。